

2016年10月15日

地方自治体首長 様

## 公共サービス・公共調達に関わるすべての勤労者への政策充実を求める懇談の申し入れ

東京春闘共闘会議 代表 森田 稔

住民の暮らしと福祉の向上にむけた貴自治体の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、私たち働くものの現状はアベノミクスの破綻により賃金は実質低下し、不安定雇用も広がる一方です。この閉塞状況を生み出した安倍政権は、労働法制のさらなる改定と規制緩和をすすめることで突破する構えです。いま、自治体の役割は地域経済を好循環へと導き、住民の安定雇用を創出し、地域の賃金相場の引き上げにつながる賃上げを実施することです。また、首都直下地震や地球温暖化に伴い巨大化する自然災害に対する備えや、終息していない東京電力福島第一原発事故に起因する地域の放射能汚染への対応なども喫緊の課題です。自治体が果たすべき役割、住民の期待が今ほど大きなときはありません。

しかし、自治体職場では、臨時や非常勤職員などが全職員の40%となり（東京春闘共闘会議調べ）、低賃金と不安定雇用のもとで働いています。さらに、公共工事や民間委託、指定管理者制度も、非正規労働者の増加と労働条件悪化を進行させています。

本年9月発表の国税庁民間給与実態統計調査によると、2015年の”1年間を通じて”勤務した非正規労働者は1,123万人（対前年比3.0%増）、年間給与は平均170.4万円（同4千円の微増）です。総務省労働力調査年報では、非正規の職員・従業員は1980万人と18万人増加（6年連続の増加。割合37.4%）で、男女別にみると、男性は634万人と4万人の増加、女性は1345万人と13万人の増加であり、低賃金で働く女性が確実に増加している実態が現れています。

今年10月1日より東京都の地域最低賃金は時給932円と改定されましたが、全国一律最低賃金制による時給1,000円以上を求める声は日増しに強くなっています。

そして、公契約条例は東京都下で、多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、世田谷区で制定され、その流れは確実なものとなりつつあります。

こうしたもと昨年につき、自治体職場で働く非正規職員や公契約関連職場における賃金・労働条件などについて懇談し、意見交換をさせていただきたいと考えています。趣旨をご理解いただき、懇談の場を設定していただきますようお願いいたします。

## 1. 日程について

月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

- ①できる限りこの日程でお願いします。その可否につきまして、お手数をおかけしますがご連絡ください。
- ②まことに勝手ながら、近隣区市町村の都合で、日程を調整させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ③懇談は75分程度をお願いします。なお、訪問者は都段階の役員と貴自治体にある地域組織の役員で、人数は10人程度の予定です。

## 2. 要請・懇談内容について

### 1、自治体としてディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を保障するために

- (1) 自治体が直接雇用する臨時・非常勤職員等の低賃金を改め、均等待遇の実現に向けて、賃金・一時金・諸手当・退職金をはじめとする労働諸条件を改善し、雇用の安定と生活保障をはかること。交通費については、全額を賃金とは別枠で支給すること。
- (2) 法定最低賃金が1,000円を目標に引き上げられつつあるなか、自治体が直接雇用する労働者（臨時・非常勤職員等を含む）の最低賃金としても、早急に、月額17万円以上、日額8,000円以上、時間額1,000円以上を保障すること。さらに2016年10月より東京都最低賃金は25円引上げられ、932円になりましたが、その連動はいかがでしょうか。

### 2、自治体が発注する公共工事や公共調達、民間委託・指定管理者制度の事業に従事する労働者に公正な賃金・労働条件を保障するために

- (1) 自治体は、公的なサービス水準の維持・向上を図るために、公契約の下で働く労働者に適正な賃金・労働条件ならびに安定した雇用が保障されているか、実態を把握するための独自の調査を行うこと。
- (2) 調査の結果、公契約の下で働く労働者に適正な賃金・労働条件ならびに安定した雇用が保障されていない場合は、関係機関と連携し、当該事業者が状態を改

善するよう、しかるべき措置をとること。適正な賃金・労働条件が損なわれる可能性のある安易な外部委託、指定管理者制度の適用は行わないこと。

- (3) 自治体は、公共工事や公共調達、業務委託の入札、指定管理者制度の適用にあたって、受託事業者に対し、その事業に実際に従事する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する自治体の正規職員あるいは地域の一般的水準を下回らない賃金・労働条件を確保するよう指導すること。
- (4) 自治体は、委託事業の事業者変更や指定管理者の再指定に伴って解雇や労働条件の不利益変更が生じないように、雇用の継続と労働条件の維持がはかられるよう、しかるべき措置をとること。
- (5) 自治体が発注する公共工事や公共調達、業務委託・指定管理者制度の事業に従事する労働者について、適正な労働環境と賃金・労働条件が確保できるよう、入札業者に対して、指導文書を発行し、労働条件を事前に確認する「チェック・シート」を提出させたり、入札制度の改善をすすめること。また、公契約条例を制定すること。

### 3、中小企業労働者の労働条件、福利厚生、地元企業振興など

全企業の 99%を中小企業が占め、労働者の 67%が中小企業に勤めるなど、中小企業は雇用とくらし、地域経済の循環を支える大きな存在です。私たちは中小企業における労働条件や福利厚生の引上げこそが消費購買力を増やし景気回復につながると考えています。また、地元企業の振興なくして地域の活性化はありえません。貴自治体の具体的施策についてご説明ください。

## 3. 懇談、意見交換を効率的かつ意義あるものにするために

### 1、ご回答について

- (1) 「要請・懇談内容について」の文書でのご回答をお願い致します。
- (2) 基礎資料を作成するために「懇談にあたっての事前アンケート」の文書でのご回答をお願い致します。
- (3) 東京地評ホームページ (<http://www.chihyo.jp>) から「要請・懇談内容について」と「事前アンケート」の回答シートをダウンロードできます。

(4) 提案したご懇談日程の可否、会場等についてご連絡下さい。

## 2、ご回答期限について

ご回答は、2016年11月30日(水)までによりしくお願い致します。

「要請・懇談内容」および「事前アンケート」のご回答につきましては、メール (pc17@chiho.jp) でお願い致します。FAXの場合には(03-5395-3240)に送付してください。

### <送付先・連絡先>

メール pc17@chiho.jp

TEL 03-5395-3171 03-3943-6483

FAX 03-5395-3240

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館6階

東京春闘共闘会議 宛

担当 井澤 智